

茨城アフターデスティネーションキャンペーン観光ガイドブック制作業務 プロポーザルの公告

公募型プロポーザル方式について次のとおり公告する。

プロポーザルの提出について参加を希望する者は、下記により関係書類を作成のうえ、提出すること。

令和6年5月16日

いばらき観光キャンペーン推進協議会
会長 大井川 和彦

1 業務の内容

- (1) 委託業務名 茨城アフターデスティネーションキャンペーン観光ガイドブック制作業務
- (2) 委託業務の内容 茨城アフターデスティネーションキャンペーン観光ガイドブック制作業務委託仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和6年8月30日（金）まで

2 参加者の資格に関する事項

以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。または、資格がない場合でも、過去茨城県が発注する業務において実績があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。
- (6) プライバシーマークやISO27001、又はそれらに相当する資格を有していること。

3 提出を求める関係資料

- (1) 企画提案提出書
- (2) 資格要件に係る申立書
- (3) 企画提案書
- (4) 見積書
- (5) 会社概要

※様式等については説明書を参照

4 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案提出書は、いばらき観光キャンペーン推進協議会に設置する審査委員会において、下記(2)の評価基準により審査(プレゼンテーションは実施しない)を行う。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査については非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 企画提案内容を審査するための評価項目

① 企画提案書評価点

| 評価項目 | 評価基準 | 配点 |
|-----------|--|-----|
| ア 理解度 | 業務の目的、内容について十分に理解しているか。 | 10点 |
| イ 独創性・説得力 | 提案内容に独創性がみられ、かつ、コンセプトがDCのテーマに合致しているか。 | 10点 |
| ウ 具体性・妥当性 | 事業経費に具体性、妥当性を伴っているか。 | 10点 |
| エ 事業遂行能力 | ・制作担当者、役割、人数等の実施体制が事業を確実に、迅速かつ柔軟に遂行できるものとなっているか。 ・デザイン制作、変更及び修正等の作業工程や具体的なスケジュールが委託者の要望に対し、迅速かつ柔軟に対応できるものとなっているか。 | 30点 |
| オ 総合評価 | 企画提案から受ける全体的な印象はどうか。 | 10点 |
| 合計 | | 70点 |

② 提案見積価格評価点

見積価格については、次の計算式に当てはめて評価点を算出する。

$$30点 \times \left(1 - \frac{\text{提案見積額(税込)}}{\text{提案見積上限額}} \right)$$

5 手続き等に関する事項

(1) 担当部局

いばらき観光キャンペーン推進協議会事務局

(茨城県営業戦略部観光戦略課 担当：市毛)

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

電話 029-301-3605 (直通)

メールアドレス ibaraki-dc@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 企画提案提出書の提出期限等

ア 提出期限 令和6年5月29日(水)正午

イ 提出先 (1)の担当部局に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送(送付記録が残るもの)に限る。

6 その他

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案提出書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (4) 採択された企画提案提出書の著作権はいばらき観光キャンペーン推進協議会と受託者が共同で保有する。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) その他詳細については説明書による。